

## 論 説

# 犯罪に対する凶悪性判断と処罰感情に 影響を及ぼす要因について

松 原 英 世  
岡 本 英 生

This study examines what factors affect perceived seriousness of crimes and punitive reactions to offenders.

One could expect factors related to crimes themselves such as types of crimes, seriousness of damages that the crimes bring, motives of offenders, characteristics of offenders, and characteristics of victims to affect perceived seriousness of crimes.

These are, however, not all the factors affecting it. One could also suppose that factors related to persons who evaluate the seriousness such as sex, age, education, personalities, and beliefs would affect it.

We conduct a questionnaire survey to verify the expectations and show how which factors affect it. We also explain the association between these factors, perceived seriousness of crimes, and punitive reactions to offenders.

Our results would be useful in assessing security situation on crimes and discussing criminal policy.

## I はじめに

近年、犯罪が凶悪化していると言説をしばしば耳にする<sup>1)</sup>。そして、そのような認識に基づいて、厳罰化が叫ばれたりもする<sup>2)</sup>。その当否（犯罪が本当に凶悪化しているのか否か）はともかくとして、そもそも、われわれの凶悪性判断や処罰感情は何によって規定されるのだろうか。基本的には、犯罪の何らかの特徴が人々に凶悪さを感じさせたり、処罰感情を厳しいものにしたりにしていると考えられるが、犯罪についてのどのような特徴が人々の凶悪性判断や処罰感情に影響を与えるのか、については明らかではない。

また、犯罪の特徴以外の要因が凶悪性判断や処罰感情に影響している可能性もある。なぜなら、犯罪の凶悪化については少年犯罪について語られることが多いのであるが、少年による殺人や強盗の発生率は近年減少傾向にあり（平成23年版犯罪白書2011：210）、また、質的に見ても必ずしも凶悪化しているとはいい難いからである（高橋2004）。したがって、それでも多くの人々が犯罪の凶悪化を感じているとすれば、犯罪の特徴だけが凶悪性を規定しているわけではないことが推測される。さらには、厳罰化を求める感情については、実際の犯罪の変化よりも社会的な価値観による影響が大きいことが指摘されている（Tyler & Boeckmann 1997, 松原2009）。

以上のことから、人々が犯罪の凶悪化を主張している、あるいは、厳罰化を求める声が大きいうことだけで（また、そうしたことに基づいて）犯罪対策を決めるならば、結果として、現実の犯罪状況から離れた対応をする虞があるといえるだろう<sup>3)</sup>。それゆえ、凶悪性判断や処罰感情を規定している要因を明らかにしておくことは、犯罪状況の正確な把握、また、あるべき刑罰の用い方を検討するうえで、大いに役立つと思われる。

他方で、凶悪性判断と処罰感情との関係についても検討が必要である。通常であれば、人々は犯罪を凶悪であると感じて、その結果厳しい処罰を望むという図式が考えられるのであるが（つまり、凶悪性判断が媒介変数になるというモデルである）、上述のように厳罰化を求める感情は、犯罪の実態とは別に生

じやすいといわれており (Tyler & Boeckmann 1997, 松原 2009), 凶悪性判断を媒介変数としない場合も考えられるからである。

そこで, 本稿では, 犯罪に対する凶悪性判断, 並びに, 処罰感情の形成要因とそれらの関係について, 実証的に明らかにする。

犯罪に対する凶悪性判断や処罰感情の形成, 及び, 要因間の関連に関するモデルについては, 次のように考えることができるだろう。

まず, 凶悪性判断に影響を及ぼす要因としては, その判断対象である犯罪それ自体に係わる要因(事件の要因)が考えられる。例えばそれは, 犯罪の種類, 被害の重大性, 加害者の意図, 加害者の属性, 被害者の属性等である。

しかしながら, 凶悪性判断に影響を及ぼす要因は, 犯罪それ自体に係わる要因(事件の要因)に限られるわけではないだろう。例えば, われわれは同じ状況におかれても, 各人がそれぞれに異なった態度を示すことがある。心理学では, そのような行動の違いは, 認知の対象となっている刺激や事態に対する反応に個人における物の見方や考え方が影響を及ぼすからだ, と説明されるのであるが<sup>4)</sup>、だとすれば, そのような個人差は凶悪性判断にも影響を及ぼすことが予想される。そこで, 凶悪性を判断する側の要因(受け手側の要因)が凶悪性判断に影響を及ぼすかどうかについても検証する必要がある。

また, 以上のような事件の要因や受け手側の要因は, 処罰感情にも影響を与えていると考えられる。そして, その影響は直接的である場合と, 間接的である場合が考えられる。間接的な場合とは, 凶悪性判断への影響を介して(つまり, 凶悪性判断が媒介変数となって)処罰感情に影響を与えているというものである。これら事件の要因, 受け手側の要因, そして凶悪性判断が処罰感情とどのような関係にあるのかについての検討も重要であろう。

以上をまとめると, 考えられるモデルとしては, 事件の要因, 及び, 受け手側の要因が事件の凶悪性判断に影響を与えるとともに, 事件の要因と受け手側の要因が処罰感情に直接, そして間接に(凶悪性判断を媒介に)影響を与えるというものになるだろう。

本稿では, 本モデルについて, 質問紙法を用いて実証的に検討する。

## Ⅱ 方 法

### 1. 手続

本調査では、無記名式の調査票への記入を求める方法をとった。調査時期は、2010年6月～7月、及び、12月である。要因を操作した架空の犯罪事件を提示し、それについて感じる凶悪さの程度と処罰感情を尋ねた。また、回答者側の要因についても併せて尋ねている。

#### 1) 提示する架空の犯罪事件

提示する架空の犯罪事件については、凶悪性判断や処罰感情との関係が予想される要因を操作することにし、本研究では、①被害者の性別、②加害者の年齢、③動機のわかりにくさ、④同種前科の有無の4つの要因を操作したものを設定した（これらが「事件の要因」である）<sup>5)</sup> 具体的には、次のようなものである（実際には〔 〕内のいずれか一つを示している）。

「道を歩いていた①〔女性／男性〕が②〔16歳／26歳〕の男にナイフで刺され重傷を負った。捕まった犯人は「③〔これまでひどいことをされ続けて、うらみがつので刺した／誰でもいいから刺してみたかったので刺した〕」と述べた。なお、犯人には④〔前科がまったくなかった／同じような前科があった〕。」

4つの要因は、それぞれ2条件ずつあるので、全部で16種類の犯罪事件になる。個々の調査協力者には、16の架空事件のうち、いずれか一つを提示した。分析の際には、1または0のダミー変数とし、より凶悪、あるいは、より厳罰に影響すると思われるほうを1に割り当てている。すなわち、①被害者の性別では、女性を1、男性を0、②加害者の年齢では、少年を1、成人を0、③動機のわかりにくさでは、誰でもいいから刺したを1、うらみから刺したを0、④同種前科の有無では、同様な前科があるを1、前科なしを0とした。

## 2) 感じる凶悪さの程度、処罰感情

1) において示した事件に対し、凶悪さの程度、処罰感情についての回答を求めた。

凶悪さの程度については、岡本(2009)を参考に、質問を7項目作成し、それぞれについて5段階(まったくあてはまる/どちらかといえばあてはまる/どちらともいえない/どちらかといえばあてはまらない/まったくあてはまらない)で評定してもらった。

処罰感情については、厳罰を求める、あるいは改善・更生を求めるといった内容で質問を計5項目作成し、それぞれについて5段階(まったくあてはまる/どちらかといえばあてはまる/どちらともいえない/どちらかといえばあてはまらない/まったくあてはまらない)で評定してもらった<sup>6)</sup>。

## 3) 受け手側の要因

受け手側の要因として、多くの先行研究で処罰反応との間に関連があるとされる、正当世界信念と権威主義的傾向を調べた。

正当世界信念については<sup>7)</sup>、今野・堀(1998)の尺度を使用し、それぞれの項目について5段階(あてはまる/どちらかといえばあてはまる/どちらともいえない/どちらかといえばあてはまらない/あてはまらない)で評定してもらった。

権威主義的傾向については、西山(1972)、西山(1981)の尺度40項目のうち、14項目を選択して使用した。項目の選択にあたっては、9つのクラスターからそれぞれ1項目以上選ばれるようにし、表現が現代になじまないものや処罰感情を直接尋ねているものは除外した。各項目には、5段階(まったく正しい/どちらかといえば正しい/どちらともいえない/どちらかといえばまちがっている/まったくまちがっている)での回答を求めた<sup>8)</sup>。

## 2. 調査協力者

調査協力者は、愛媛県と兵庫県に所在する大学の大学生男女799名(心理学

もしくは法学関係の講義の受講者)である。但し、分析は、すべての項目に回答した692名分の回答を使用している。692名の男女別の内訳は、男子207名、女子485名である。平均年齢は19.36歳(SD1.04)であった。

### Ⅲ 結 果

#### 1. 尺度の確認

##### 1) 感じる凶悪さの程度

回答に極端な偏りのある項目がなかったため、7項目すべてを用いた( $\alpha = .867$ )。

Table 1 感じる凶悪さの程度

項 目
• 凶悪な事件である。
• こわい事件ではないと思う。
• この事件について、不気味さを感じる。
• おそろしい事件である。
• ひどい事件である。
• この事件からは深刻さがあまり感じられない。
• 重大な事件である。

##### 2) 処罰感情

回答に極端な偏りのある項目がなかったため、5項目すべてを用いた。本尺度をひとまとまりの尺度として扱った場合の $\alpha$ 係数は.704であった。なお、本尺度については、因子分析(主因子法プロマックス回転)の結果、2因子とすることも可能であることが分かったため、「厳罰を望む」(3項目,  $\alpha = .743$ )と「改善・更生を望む」(2項目,  $\alpha = .662$ )に分けた集計も行った<sup>9)</sup>

Table 2 処罰感情の因子分析

項 目	厳罰を望む	改善・更生を望む
•この犯人をできるだけ長く刑務所に入れるべきである。	.783	.039
•この犯人を許すべきではない。	.669	-.110
•この犯人には厳しい罰を与えるべきである。	.659	.050
•この犯人が更生できるようみんなで援助していくべきである。	.040	.753
•この犯人には罰を与えるよりも問題を改善するための教育を施すべきである。	-.035	.660

※主因子法プロマックス回転を使用。

### 3) 正当世界信念

回答に極端な偏りのある項目がなかったため、4項目すべてを用いた ( $\alpha = .623$ )。

Table 3 正当世界信念

項 目
•この世の中では、努力や実力が報われない人が数多くいる。
•この世の中では、悪いことをしたものは必ずその酬いを受ける。
•この世の中では、努力はいつか報われるようになっている。
•この世の中では、悪いことや間違ったことをしても見逃される人が数多くいる。

### 4) 権威主義的傾向

回答に極端な偏りのある項目がなかったため、14項目すべてを用いた ( $\alpha = .630$ )。

Table 4 権威主義的傾向

項	目
•	親や先生の言うことをよく聞き、尊敬するということは、子供の学ぶべきもっとも大切なことである。
•	人生の成功や失敗は全て本人の意志によってきまるものだから、どんな弱点や困難もその人の意志力さえ強ければ問題にならない。
•	人間の本性から考えて、戦争や争いごとは決してなくならないだろう。
•	他人なんてあてにならないもので、結局頼れるものは自分だけである。
•	人々は、はっきりと弱者か強者に分けることができ、結局は世の中は強者が弱者を支配する形で動いている。
•	親に対する感謝と尊敬を感じない人ほど人間として低劣なものはない。
•	人間は全く微力で、いくら立派な理想をかかげたところで、一生かかっても個人力ではそれほど大したことはできない。
•	今日の社会がもっとも必要としているのは、法律や政策よりも、民衆が信頼する献身的な勇気ある指導者である。
•	戦争や世の中のみにくい争いごとは、全世界を破壊する地震や洪水のような天災によって、いつかはかたづいてしまうだろう。
•	どうにかして不道德な者や邪悪な人間などをこの世から取り除くことができるならば、たいていの社会問題は解決されるに違いない。
•	今日の私たちの社会では、性生活がみだらで全くだらしない人が多すぎる。
•	もし人々がもっと口数を減らして仕事に精出しするならば世の中はもっと住みよくなるだろう。
•	世間では、教養や学問よりも権力や財力を重んじるものである。
•	人はあまり親しくするとあなどられるものである。

## 2. パス解析の結果

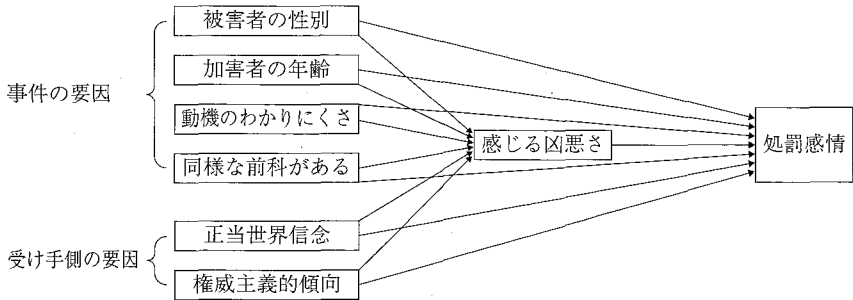
### 1) 処罰感情をひとまとまりの尺度として分析した場合

事件の要因である「被害者の性別」、「加害者の年齢」、「動機のわかりにくさ」、「同種前科の有無」（図では「同様な前科がある」と記載）、受け手側の要因である「正当世界信念」、「権威主義的傾向」が、「凶悪性判断」（図では「感じる凶悪さ」と記載）に影響を与え、その「凶悪性判断」が「処罰感情」に影響を与えるとともに、事件の要因及び受け手側の要因が直接「処罰感情」にも影響を与えるというモデルを想定した。

パス解析を行い、統計的に有意なパスのみ残るようにした結果、「被害者の



Figure 1 仮説モデル 1



性別」, 「加害者の年齢」については, いずれにも有意なパスが引けなかった。適合度については, 満足できる値であった (GFI=1.000, AGFI=.994, CFI=1.000, RMSEA=.000)。

したがって, 「被害者の性別」, 「加害者の年齢」(いずれも事件の要因)は, 凶悪性判断にも処罰感情にも影響を及ぼしていないことが分かった。

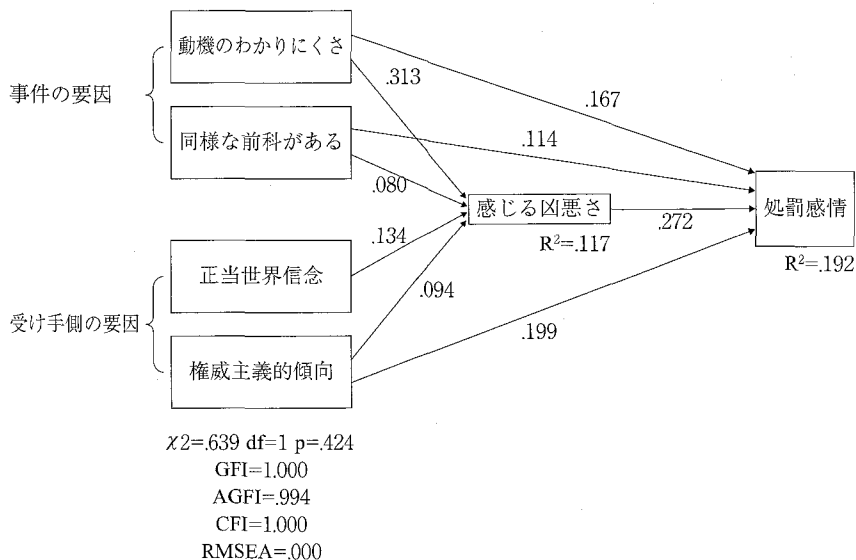
「感じる凶悪さ」に最も影響を与えているのは, 「動機のわかりにくさ」である (.313)。それゆえ, 受け手側の要因よりも事件の要因のほうが「凶悪性判断」に大きな影響を与えていることが分かる。

そして, 事件の要因については, 「動機のわかりにくさ」, 「同様な前科がある」から「感じる凶悪さ」への係数が, それぞれ.313, .080となっている。したがって, 動機がわかりにくいほど, そして, 同種の前科があるほど, 凶悪性を強く感じることに, また, 同種の前科があるよりも, 動機がわかりにくい方が凶悪性を強く感じるということがいえる。

受け手側の要因については, 「正当世界信念」, 「権威主義的傾向」から「感じる凶悪さ」への係数が, それぞれ.134, .094となっている。したがって, 「正当世界信念」と「権威主義的傾向」が強い人は凶悪性を感じやすいということがいえる。

「処罰感情」に対しては, 事件の要因, 受け手側の要因ともに直接影響を与えているが, いずれも「感じる凶悪さ」を介してのほうが大きな影響を与えて

Figure 2 パス解析結果 1



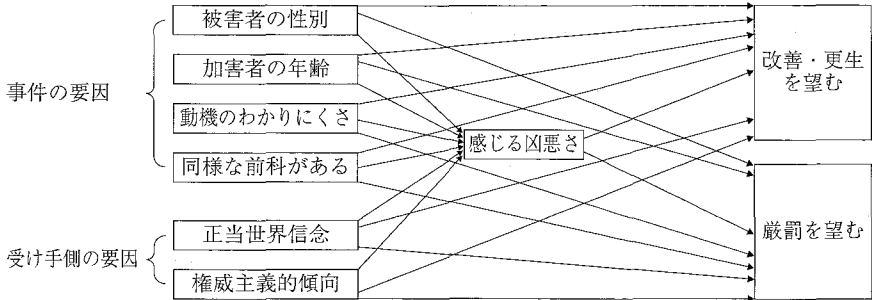
いる (.272)。「感じる凶悪さ」に最も大きな影響を与えているのは「動機の手がかりにくさ」であることから、「動機の手がかりにくさ」が「感じる凶悪さ」を媒介にして「処罰感情」に比較的大きな影響を与えていることがうかがえる。

## 2) 処罰感情を2因子構造とした場合

次に、処罰感情を2因子構造とした場合の結果を見てみたい。

事件の要因である「被害者の性別」、「加害者の年齢」、「動機の手がかりにくさ」、「同種前科の有無」(図では「同様な前科がある」と記載)、受け手側の要因である「正当世界信念」、「権威主義的傾向」が、「凶悪性判断」(図では「感じる凶悪さ」と記載)に影響を与え、その「感じる凶悪さ」が処罰感情である「改善・更生を望む」と「厳罰を望む」に直接影響を与えるとともに、事件の要因及び受け手側の要因が直接「改善・更生」と「厳罰を望む」にも影響を与えるというモデルを想定した。

Figure 3 仮説モデル 2



パス解析を行い、統計的に有意なパスのみ残るようにした結果、「被害者の性別」、「加害者の年齢」については、いずれにも有意なパスが引けなかった。適合度については、満足できる値であった (GFI=.999, AGFI=.980, CFI=.999, RMSEA=.032)。

したがって、「被害者の性別」、「加害者の年齢」(いずれも事件の要因)は、凶悪性判断にも処罰感情にも影響を及ぼしていない点は、前述のモデルと同様である。

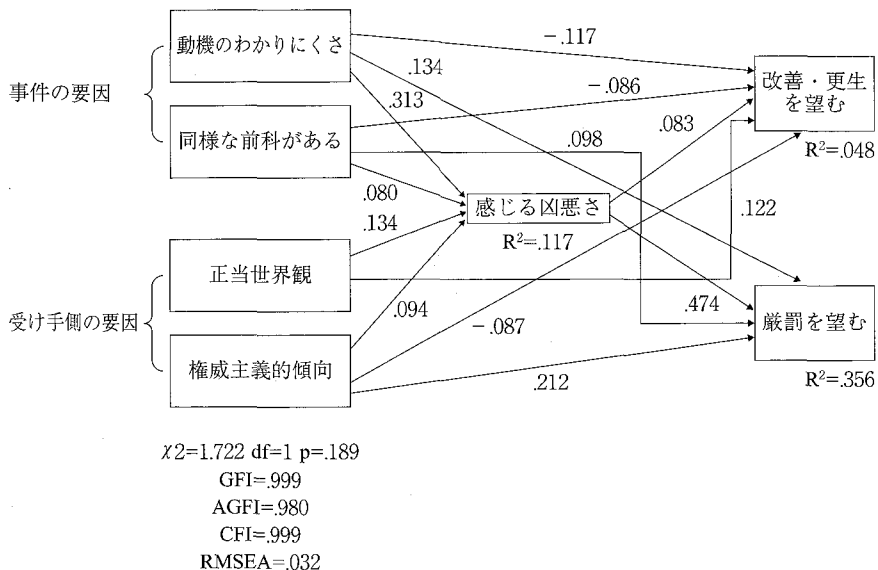
「感じる凶悪さ」に対する影響については、前述の「処罰感情をひとまとまりの尺度として分析した場合」と同様であるので省略する。

「厳罰を望む」に最も影響を与えているのは、「感じる凶悪さ」である(.474)。したがって、当該事件を凶悪だと(その程度が高い)と判断した場合、人々は犯人に対してより攻撃的で情緒的な対応を望むといえることができるだろう。

また、「厳罰を望む」に対しては、受け手側の要因である「権威主義的傾向」が比較的大きな影響を直接与えている(.212)。他方で、「権威主義的傾向」から「改善・更生を望む」への係数は-.087である。したがって、権威主義的傾向が強い人は、犯罪者に対して改善・更生をさせることよりも、そもそも厳罰を志向している(犯人に対してより攻撃的で情緒的な対応を望む)といえることができるだろう。

「改善・更生を望む」については、「動機がわかりにくさ」、「同様な前科があ

Figure 4 パス解析結果 2



る」からの係数が、それぞれ-.117、-.086となっている。したがって、動機が分かりやすく、同種の前科がない場合(同種犯罪の反復傾向がない場合)、人々は犯人に対して、厳罰よりも改善・更生を望むということができらう。

#### IV 考 察

最後に、パス解析の結果について若干の考察を加えることで、本稿を閉じることにしたい。

凶悪性判断は、通常、事件の要因に強く影響されると思われるが<sup>10)</sup>それだけではなく、受け手側の要因にも影響されていることが分かった<sup>11)</sup>また、処罰感情についても、受け手側の要因が影響を及ぼしていることが分かった<sup>12)</sup>こうした知見からは、今後、犯罪・犯人に対する人々の反応を見ていく場合、その判

断対象（犯罪・犯人の特徴）だけでなく、判断する側（受け手側）の特性（例えば、偏見を持っているなど）も併せて検討しなければならないということがいえるだろう。

また、こうした知見からは、近年、われわれが厳罰化を求めるようになったとすれば、それは、事件が凶悪化したからだけでなく<sup>13)</sup>それを判断する側の特性、例えば、われわれの価値や態度が変化したからだ<sup>14)</sup>という可能性が示唆される。但し、われわれが厳罰化を求めているのは、最近に限っての現象なのかということについては注意を要する。すなわち、昨今、刑事政策における厳罰化傾向が世間の耳目を集めているからこそ厳罰化に関する調査や分析が行われ、その結果、われわれが厳罰化を求めていることが分かったわけであるが、それ以前であってもわれわれは常に厳罰化を指向する傾向にあったのかもしれないということである<sup>15)</sup>このことは、「凶悪性判断」や「処罰感情」に影響を与えている、「正当世界信念」や「権威主義的傾向」といった価値や態度は、短期的に変化するものではないことから推測される<sup>16)</sup>

また、上記の知見からは、常に「犯罪は凶悪なものであり、それゆえ、犯罪に対しては厳罰が必要だ」と考える人たちが一定数いるということが示唆されるのであるが、犯罪対策を考える場合（とりわけ、そのために世論を参照する場合）、政策担当者は、現実の犯罪状況から離れた対応をしないように、こうしたことをしっかりと考慮に入れておく必要があるだろう。

処罰感情をひとまとまりの尺度としたモデルの場合、「処罰感情」に最も影響を及ぼしているのは「凶悪性判断」(.272)であったわけであるが、このことから、事件の要因、受け手側の要因は、直接処罰感情に反映されるというよりも、事件の評価（「凶悪性判断」）を介して処罰感情に影響を及ぼすと見た方がよいように思われる。そして、その処罰感情を2因子構造としたモデルの場合、「凶悪性判断」が最も影響を及ぼしていたのは「厳罰化を望む」(.474)であった。したがって、事件の凶悪性判断は、もっぱら厳罰化と関係していることが分かる。それゆえ、当該事件を凶悪だと（その程度が高い）と判断した場合、人々は犯人に対してもっぱら攻撃的で情緒的な対応を望むということが

できるだろう。

最後に、本稿は暫定的なものであることを断っておきたい。すなわち、本研究は、被験者が大学生に限られていること、また、サンプル数の制約から、犯罪事件の説例等、独立変数がかかなり限定されたものとなっているということである。今後の課題として、サンプル数を増やし、事件の設定を工夫する等で、より研究の妥当性を向上させたいと考えている。また、従属変数についても、「処罰感情」といった心理学的な概念から、「刑罰動機」といった法学的な概念へと練り上げることで、より、法実務的関心を引くものへと研究を発展させていきたいと考えている。

- 1) 犯罪の凶悪化については少年犯罪について語られることが多いのであるが、その傾向は研究においても同様である。例えば、少年犯罪の凶悪化について論じたものとして、土井（2003）、周庭（2005）がある。前者は、最近の少年犯罪には動機や原因の分からなさを背景とした犯罪内容の質的变化があり、その結果、少年犯罪は凶悪なものとして捉えられているとする。後者は、自己中心性、冷酷非情性、結果の重大性の3つの指標が凶悪性の判断基準となると指摘する。
- 2) 犯罪白書によれば、近年、刑法犯の認知件数は劇的に減少している。重大犯罪（殺人、傷害致死、強盗、強姦、放火）に限っても、その減少傾向は明らかである。にもかかわらず、依然として厳罰化を支持する声は強い。実際、そうした世論に応えるかたちで、わが国の刑事政策は、刑罰による対応を重視・強化する方向にある（こうした動きは、近年の刑法や少年法の改正に、また、公判請求人員の増加や無期・死刑判決の増加といった法の運用面に見ることができる）。おそらく、こうした事態が生じる要因の一つとして、体感治安の悪化（社会安全研究財団2008）を指摘することができると思われるが、そして、この体感治安悪化の背景には、「犯罪が増加している」との認識（事実はともかくとして、人々はそのように認識している）とともに、「近年の犯罪は凶悪化している」との認識（これも、事実はともかくとして、人々はそのように認識している）があることを指摘できると思われるが、松原（2009）では、厳罰化政策への支持は「社会状況の認識」とその根底にある「社会観」との間に関連があり、「犯罪不安」や「刑事司法無効認知」との間にはほとんど関連がなかったこと、したがって、一般に語られることの多い図式、すなわち、「犯罪不安の増大が、それを減らすための有効な対策として刑罰の強化を求めている」という図式は根拠のないものであることが示されている。
- 3) もちろん、刑事政策の目的の1つが人々の犯罪への不安感を軽減させるということにあるとすれば、政策が現実の犯罪状況と遊離したとしても、その政策により人々の犯罪への

不安感が軽減できれば、それなりに意味はあるということもできるだろう。

- 4) Beck (1990) は、ある出来事をどのように捉えるかというのは、出来事そのものの性質だけでなく、捉えようとする側の特性（認知など）により大きく左右されると指摘する。なお、こうした認知判断傾向については、堀他編（1994：110-111）参照。
- 5) 事件の要因としては、犯罪の重大性を測定する先行研究に倣って、「被害者の性別」、「加害者の年齢」、「動機のわかりにくさ」、「同様な前科の有無」を用いた。なお、犯罪の重大性を測定する研究では、「犯罪の種類」や「被害の重大性」が用いられることが多いのであるが（例えば、Feather (1996), Stylianou (2003), Warr (1989) 参照）、本研究では、サンプル数の制約から、凶悪性判断や処罰感情に当然に影響を及ぼすことが予想されるこれらの要因は省略した。
- 6) 本報告で使用する「処罰感情」は、処罰に際して、懲らしめ（厳罰）を望むのか、あるいは、懲らしめ（厳罰）よりも教育・援助を望むのかということに関係している。なお、後者については、必ずしも刑罰というかたちをとらないことも視野に入れている。単純化していえば、犯人に対して攻撃的・感情的に考えるか、それとも、犯人の改善・更生を道徳的に考えるかということになる（法学的というよりも心理学的な概念である）。  
さらに補足すれば、本概念は「厳罰」と「更生」からなり、それぞれ「応報」と「行動統制」に対応するという意味では、刑罰動機と類似の概念だということもできるが（Vidmar & Miller 1980）、例えば、「厳罰」には「この犯人を許すべきではない」という項目があるように、応報よりも少し広めの概念を予定しており、他方で、「更生」には一般予防を含まないという意味で若干狭めの概念を予定している。
- 7) 「正当世界」とは、正の投入には正の結果、負の投入には負の結果が伴う世界、言い換えれば、人々が受けるに値するものを受けている世界である。「正当世界信念」とは、「われわれはそのような世界に住んでいる」と思いたいという欲求である（Lerner & Miller 1978：1030）。人間の公正観の基礎にはこのような態度（価値観）がある、と一般的にいわれている。また、「正当世界信念」について、Hafer & Begue (2005) 参照。
- 8) 権威主義的傾向と処罰反応や不安感との関係については、Feather (1996), Peterson et al. (1993), Doty et al. (1991) 参照。
- 9) なお、刑罰動機について分析したものとして、松村 (2006), 松村 (2007) があるが、そこでは、日本人の刑罰動機は応報と行動コントロールに分かれているわけではないことが指摘されている。
- 10) 確かに、事件の要因である「動機のわかりにくさ」が最も大きな影響を与えていた (.313)。
- 11) 「動機のわかりにくさ」に次いで影響を与えていたのは、受け手側の要因である「正当世界信念」 (.134)、「権威主義的傾向」 (.094) であった。
- 12) とりわけ、「権威主義的傾向」は「処罰感情」 (.199)、さらには「厳罰を望む」 (.212) に比較的大きな影響を与えていた。
- 13) 但し、いうまでもないことであるが、事件が凶悪化しているか否かについては本研究からは分からない。

- 14) 分かりやすい言葉でいえば、われわれの「心」が変化したということになるだろうか。
- 15) 過去においても、厳罰化支持についての調査をすれば、厳罰化支持という結果が得られたのではないかと、ということである。この点について、また、昨今の厳罰化傾向を規定する要因について、松原（2009）参照。
- 16) したがって、こうした価値や態度が長期にわたって人々の態度に影響を及ぼすとすれば、われわれの政策判断（例えば厳罰化政策）は、今そこにある問題への反応として変化するようなものではないと考えることができるだろう。だとすれば、厳罰化に対する世論の支持も、単に近年目につきやすい事件に反応してのことではなく、世論の形成に対して長期にわたって安定的な影響を及ぼす価値や態度から生じているといえるのではないだろうか。

## 文 献

- Beck, A. T. (1990) 『認知療法：精神療法の新しい発展』（大野裕訳）岩崎学術出版社。
- 土井隆義（2003）『〈非行少年〉の消滅：個性神話と少年犯罪』信山社。
- Doty, R. M., B. E. Peterson, & D. G. Winton, "Threat and Authoritarianism in the U. S.," *Journal of Personality and Social Psychology* 61 (1991) 629-640.
- Feather, N. T. (1996) "Reaction to Penalties for an Offense in Relation to Authoritarianism, Values, Perceived Responsibility, Perceived Seriousness, and Deservingness," 71 *Journal of Personality and Social Psychology* 3 571-587.
- Hafer, C. & L. Begue (2005) "Experimental Research on Just-World Theory: Problems, Developments, and Future Challenges," *Psychological Bulletin* 131 128-167.
- 堀洋道・山本真理子・松井豊編（1994）『心理尺度ファイル：人間と社会を測る』垣内出版。
- 今野裕之・堀洋道（1998）「正当世界信念が社会状況の不正判断に及ぼす影響について」筑波大学心理学研究 20号 157-162 頁。
- Lerner, M. & D. Miller (1978) "Just World Research and the Attribution Process: Looking Back and Ahead," *Psychological Bulletin* 85 1030-1051.
- 間庭充幸（2005）『若者の犯罪：凶悪化は幻想か』世界思想社。
- 松原英世（2009）「厳罰化を求めるものは何か：厳罰化を規定する社会意識について」法社会学 71号 142-158 頁。
- 松村良之（2006）「社会学・社会心理学と刑罰論」法律時報 78巻 3号 44-49 頁。
- 松村良之（2007）「応報か行動コントロールか：刑罰動機をめぐって」菊田幸一他編『社会のなかの刑事司法と犯罪者』日本評論社、125-138 頁。
- 西山俊彦（1972）「カリフォルニア権威主義尺度の次元性の研究」心理学評論 15巻 3号 351-364 頁。
- 西山俊彦（1981）「カリフォルニア権威主義尺度の包括的検討」英知大学論叢 15号 1-24 頁。
- 岡本英生（2009）「少年による犯罪の凶悪性についての判断に影響を及ぼす要因について」



日本犯罪学会第36回大会報告要旨集 75-77頁.

Peterson, B. E., R. M. Doty, & D. G. Winter (1993) "Authoritarianism and Attitudes Toward Contemporary Social Issues," *Personality and Social Psychology Bulletin* 19 174-184.

Stylianou, S. (2003) "Measuring Crime Seriousness Perceptions: What have we learned and what else do we want to know," *Journal of Criminal Justice* 31 37-56.

社会安全研究財団 (2008) 『犯罪に対する不安感等に関する調査研究：第3回調査報告書』.

高橋一郎 (2004) 「少年犯罪凶悪化説の批判的検討：質的变化の観点から」大阪教育大学紀要第IV部門 53巻1号 135-149頁.

Tyler, T. R. & R. Boeckmann (1997) "Three strikes and you are out, but why?: The psychology of public support for punishing rule breakers," *Law & Society Review* 31 237-265.

Vidmar, N. & D. T. Miller (1980) "Socialpsychological Processes Underlying Attitudes toward Legal Punishment," *Law & Society Review* 14 565-602.

Warr, M. (1989) "What Is the Perceived Seriousness of Crimes," *Criminology* 27, 795-814.